

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0008号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢12番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
1476平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0009号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢34番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
2406平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 3 月 5 日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第 4 0 0 2 - 2 0 2 4 - 0 0 1 0 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢 3 8 番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
1 5 1 2 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 3 月 5 日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第 4 0 0 2 - 2 0 2 4 - 0 0 1 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢 3 9 番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
8 9 9 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0012号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢40番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
146平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0013号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢41番1
- 3 地目  
原野
- 4 地積  
385平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0014号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢42番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
14平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0015号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字高森沢59番
- 3 地目  
畑
- 4 地積  
2511平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年3月5日

盛岡地方法務局二戸支局

登記官 船 澤 真 織

（公印省略）

記

- 1 手続番号  
第4002-2024-0016号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
二戸郡一戸町小鳥谷字仁昌寺30番
- 3 地目  
宅地
- 4 地積  
271.30平方メートル